

令和7年度高齢ドライバー交通事故防止CM 作成及び放映業務委託に係る企画提案競技実施要領

秋田県生活環境部県民生活課

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する令和7年度高齢ドライバー交通事故防止CM作成及び放映業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、本実施要領と、県が公表したその他資料等との間に異なる点がある場合には、本実施要領に記載している内容を優先する。

1 業務内訳

- (1) 業務名 令和7年度高齢ドライバー交通事故防止CM作成及び放映業務
- (2) 委託予定期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務の仕様等 別添【資料2】業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託額の上限 1,595,000円
(うち、消費税及び地方消費税額 145,000円)

2 実施スケジュール

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和7年4月25日（金） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和7年5月1日（木）午後5時まで |
| (3) 上記質問に対する回答の掲示（最終） | 令和7年5月7日（水）正午まで |
| (4) 参加資格確認申請締め切り | 令和7年5月9日（金）午後5時まで |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和7年5月14日（水） |
| (6) 参加資格が認められない理由の請求 | 令和7年5月16日（金）正午まで |
| (7) 企画提案書提出締め切り | 令和7年5月30日（金）午後5時まで |
| (8) 審査による契約者の選定 | 令和7年6月上旬ころ |
| (9) 契約締結 | 令和7年6月中旬 |

3 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしてい

る者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。
- (6) 当該業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。

4 手続き等に関する事項

(1) 事務局

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

秋田県生活環境部県民生活課（秋田県庁本庁舎5階）

安全安心まちづくり・交通安全チーム

電話：018-860-1523

FAX：018-860-3891

メールアドレス：kotsu@mail2.pref.akita.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は開催しない。

応募に必要な書類は秋田県ホームページ「美の国あきたネット」の「電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペ－コンペ情報」に掲載する。

【資料1】企画提案競技実施要領（本書）

【資料2】業務委託仕様書

【資料3】企画提案競技審査委員会設置要領

【資料4】企画提案競技審査基準

【資料5】企画提案評価票

【様式1】実施要領等に関する質問票

【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書

【様式3】団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績

【様式4】企画提案競技参加辞退届

【様式5】企画提案書提出届

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

(ア) 受付期間：令和7年5月1日（木）午後5時まで

(イ) 受付場所：4の（1）と同じ

(ウ) 提出方法：電子メールに限る

(エ) 回答方法：質問及び回答事項をとりまとめの上、秋田県ホームページ「美の国あきたネット」の「電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペ－コンペ情報」に掲載する。

(オ) 掲載期日：随時掲載／最終：令和7年5月7日（水）正午まで

(4) 参加資格の確認

参加者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局へメールにより提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(ア) 参加資格確認申請書類

・ 【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書

・ 【様式3】団体等の概要及び過去5年間の主な業務実績

(イ) 提出期限：令和7年5月9日（金）午後5時まで

(ウ) 提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとする。

(エ) 参加資格の確認は、上記提出期限の日をもって行う。

(オ) 参加資格の確認結果は、令和7年5月14日（水）に通知する。

(カ) 参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は参加資格を取り消す。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

(ア) 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、秋田県知事に対し、

書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

(イ) 秋田県知事は、書面を受理したときから3日以内に説明を求めた者に対して、書面でその理由を説明する。

・ 提出期限 令和7年5月16日（金）正午まで

・ 提出場所 事務局

・ 提出方法 持参による

(7) 企画提案書の作成及び提出

企画提案書は、次により提出すること。

(ア) 企画提案書は、【資料2】業務委託仕様書を熟読して作成すること。

(イ) 提出できる企画提案書は1案とする。

- (ウ) 企画提案書のサイズ等は、原則としてA4判とする。
- (エ) 提出方法は、事務局へメールにより提出することとする。
- (オ) 提出期限は、令和7年5月30日（金）午後5時必着とする。
- (カ) 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

(8) その他提出書類

企画提案書のほか、次の書類を提出すること。

- (ア) 見積書（任意様式）
- (イ) 「女性の活躍推進」に関する書類（※該当する場合）

| 区分 | 提出書類 |
|--|---------------------------------|
| 一般事業主行動計画の策定・届出 | 労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し |
| えるぼしチャレンジ企業認定 | 都道府県知事が公布するえるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し |
| 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール） | 労働局長が交付する認定通知書の写し |
| 都道府県知事表彰の受賞（女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰） | 表彰状の写し（写真可） |

(ウ) 「賃金水準の向上」に関する書類（※該当する場合）

| 算出方法 | 区分 | 提出書類 | |
|-------------------|-------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| | | 税務申告に基づく場合 | 県域で一つの事業者とする場合 |
| 給与等受給者一人当たりの平均給与額 | 役員及び従業員が対象 | ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 | イ 税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類 |
| | 役員を除く従業員が対象 | ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類 | エ 税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類 |

ア 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

イ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

ウ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比

較する。

エ　秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

(9) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- (ア) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (イ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (ウ) その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、【資料3】企画提案競技審査委員会設置要領に基づき審査委員会を設置し、最も優れた企画を提案したものを見定する。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託上限額を上回った場合には、審査の対象とはならない。

(2) 審査委員会の開催

審査委員会では、プレゼンテーションによる審査を実施する。

【資料4】企画提案競技審査基準に基づき審査を行い、最も優れていると認めたものを本業務の契約候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に通知する。

(3) 苦情申し立て

参加資格の確認、その他の手続きに関して不服がある場合には、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成12年3月28日秋田県告示第206号）」により、秋田県政府調達苦情検討委員会（連絡先：秋田県総務部行政経営課 電話番号：018-860-1042）に対して苦情を申し立てることができる。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

委託候補者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要がある。ただし、秋田県財務規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたりて締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）企画提案の取扱

企画提案書等に記載された事項は、業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させるものとする。

また、委託契約額は、委託候補者との協議により別途決定する。

7 調達手続きの停止等

秋田県政府調達苦情検討委員会から調達手続きの停止等の要請があった場合は、調達手続きを停止等することがある。

8 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、もしくは取りやめがある。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の取扱い
 - (ア) 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
(イ) 提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 参加者が本件企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。